

## 船舶事故調査報告書

平成25年11月28日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成24年10月20日 01時18分ごろ
発生場所	山口県下関市六連島 <sup>むつれ</sup> 北方沖 六連島灯台から真方位005° 2.53海里（M）付近 （概位 北緯34° 01.0′ 東経130° 52.3′）
事故調査の経過	平成24年11月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 貨物船 徳新丸 <sup>とくしん</sup> 、1,651トン 128827、園田汽船株式会社 82.02m×13.80m×6.30m、鋼 ディーゼル機関、1,323kW、昭和60年8月1日 B 漁船 豪 <sup>こゝ</sup> 、4.9トン YG3-61201（漁船登録番号）、個人所有 10.96m（Lr）×2.76m×1.07m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数15、昭和61年4月19日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 68歳 三級海技士（航海） 免許年月日 昭和53年6月16日 免状交付年月日 平成21年2月4日 免状有効期間満了日 平成26年7月9日 B 船長B 男性 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年5月28日 免許証交付日 平成20年3月11日 （平成25年9月9日まで有効）
死傷者等	A なし B 不明
損傷	A 右舷船首部に擦過傷 B 不明
事故の経過	A船は、船長Aほか9人が乗り組み、船長Aが、操船指揮に当たり、二等航海士を見張りに、操舵手を操舵にそれぞれ就け、平成24

	<p>年10月20日00時58分ごろ、六連島北方沖を関門航路西口に向けて南進中、レーダー画面で左舷船首方約4MにB船の映像を認め、双眼鏡を使ってB船の右舷灯を確認した。</p> <p>船長Aは、トロールにより漁ろうに従事している船舶が表示しなければならない灯火を視認しなかったものの、B船が、約2ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で航行していたことから、えい網している漁船であると思い、周囲に船舶がいなかったため、左転を行い、B船の船尾方から大きく離れて通過することとした。</p> <p>船長Aは、B船がA船の船首方を通過し、B船の船尾が大きく離れて行くことを視認したので、B船の動静を確認せず、関門航路西口に向ける進路に戻すことに意識を集中した。</p> <p>船長Aは、約10.5knの速力で右転中、右方を見たところ、右舷船首方約300mにB船の左舷灯を視認し、すぐに操舵手に左舵一杯を指示したが、01時18分ごろ、六連島北方沖において、A船の右舷船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、六連島北方沖を航行中、A船と衝突した。</p> <p>船長Aは、海上保安庁に事故通報を行った。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南南東、風力 1</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の初期</p>
その他の事項	<p>船舶自動識別装置(AIS)の情報記録によれば、A船の船位等は、付表1のとおりであった。</p>
分析	<p>乗組員等の関与 A あり、B 不明</p> <p>船体・機関等の関与 A なし、B 不明</p> <p>気象・海象の関与 A なし、B 不明</p> <p>判明した事項の解析</p> <p>A船は、六連島北方沖を南進中、船長Aが、左舷方から接近するB船がA船の船首前方を右舷方に通過したので、関門航路西口に向ける進路に戻すことに意識を集中していたことから、右舷方から接近するB船に気付かず、A船の右舷船首部とB船の左舷船首部とが衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、六連島北方沖を航行中であったものと考えられるが、船長Bの調査への協力が得られなかったため、B船の動静及び船長Bの行動を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、六連島北方沖において、A船が南進中、B船が航行中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時適切な見張りを行うこと。</li> </ul>

付表1 A船のAIS記録(抜粋)

時刻 (時:分:秒)	北緯 (° -' -")	東経 (° -' -")	対地針路 (°)	対地速力 (kn)
01:07:09	34-02-46.7	130-51-40.8	158.5	10.4
01:08:09	34-02-37.0	130-51-45.4	159.3	10.6
01:09:09	34-02-27.1	130-51-50.0	158.0	10.6
01:10:09	34-02-17.3	130-51-54.3	160.3	10.6
01:11:09	34-02-07.2	130-51-58.0	168.7	10.5
01:11:40	34-02-02.0	130-51-59.1	170.2	10.6
01:11:50	34-02-00.2	130-51-59.4	169.1	10.6
01:12:50	34-01-50.0	130-52-01.8	168.6	10.5
01:14:09	34-01-36.5	130-52-06.2	160.9	10.4
01:15:09	34-01-26.6	130-52-10.2	161.6	10.4
01:16:21	34-01-15.0	130-52-15.1	164.0	10.4
01:16:51	34-01-10.0	130-52-16.4	169.8	10.4
01:17:30	34-01-03.2	130-52-17.6	170.9	10.0
01:17:51	34-00-59.8	130-52-18.2	170.9	10.0
01:18:09	34-00-57.1	130-52-19.5	146.5	8.8
01:19:10	34-00-53.5	130-52-26.8	102.3	5.5
01:20:11	34-00-53.6	130-52-31.8	078.1	3.2

(注) 船位は、船橋上部に設置されたGPSアンテナの位置である。